

(登録住宅性能評価機関が交付する確認書若しくは住宅性能評価書
又はこれらの写しを添えた申請の場合)

長期優良住宅認定申請の「必要書類一覧表」及び「申請上の注意事項」

【一戸建ての住宅の場合】

- 1 申請にあたっては、明示すべき事項を確認し、下記の番号順に整理していただきますようお願いいたします。
- 2 添付図書等の不足している場合は、受付できないことがありますので注意してください。
- 3 居住環境・災害配慮基準により、認定できない区域がありますので注意してください。

番号	申請図書等	明示すべき事項
1	長期優良住宅認定申請書 【規則第1号様式】	<p>第1面、第2面、第4面 (第4面は申請によって様式が異なります)</p> <p>【注意事項】</p> <p>(第1面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新築/増築・改築)の工事種別を○で囲んでください。 ・申請者が複数で、名字が同じであっても省略をしないでください。 <p>(第2面)</p> <p>「1.建築しようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に複数建築物がある場合は、申請建築物の内容を記載してください。 ・【1】土地区画整理事業地内の場合は仮換地又は保留地、及び該当地(底地)を記載してください。 ・【2～8】詳細①を参考に記載してください。 ・【9】別途を二重線で消してください。 ・【10】「無」にチェックをいれてください。 ・【11】「有」にチェックをいれてください。 <p>(第3面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての住宅の申請には添付は不要です。 <p>(第4面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)</p> <p>「2.建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細②を参考に記載してください。 <p>「3.②維持保全に係る資金計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕資金として積み立てる金額が60,000円/年未満の予定額の場合には、その根拠の添付が必要です。 <p>(第4面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)</p> <p>「2.建築後の住宅の維持保全の方法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細②を参考に記載してください。 <p>「5.譲受人の決定の予定時期」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了の予定年月日から1年以内としてください。(予定日までに決定しない場合は、変更届の届出手続きにより予定時期を延長してください。)
2	委任状(申請者本人以外が申請する場合) 【参考様式】	<p>委任者、代理者、委任事項</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理者は、代理者の会社名及び代理者名を記載してください。 ・委任事項は、長期優良住宅の申請手続きについての委任事項が必要です。 ※登録住宅性能評価機関に提出する申請の委任事項とは異なります。
3	確認書【品確法規則第11号の4様式】若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品確法第6条の2第5項に定めるものをいい、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認をしたものをいう。

4	居住環境（災害配慮）基準への適合を示す書類	<p>適合する旨の証明及び届出内容（増改築工事で証明されない場合は添付不要）</p> <p>【注意事項】 該当地区や制限によって添付図書は異なります。 （例） ・地区計画区域 → 地区計画の適合証の写し及び各市町村への届出書の写し等 ・土地区画整理事業施行区域 → 土地区画整理法第76条の許可証の写し及び許可申請書の写し等 ※制限により届出書及び申請書の添付が必要となります。</p> <p>※現状（令和4年2月20日時点）、災害配慮基準への適合を示す許可証の添付を必要とする区域はありませんが、今後の区域指定に伴い必要となる場合があります。</p>
5	維持保全計画書	<p>点検時期、点検内容</p> <p>【注意事項】 ・点検時期及び内容を明確にしてください。（詳細③を参考にしてください。） ・自然災害のリスクに応じて、被災した場合においても長期にわたり良好な状態で使用できるための点検・修繕等の必要な維持保全を行う旨を記載してください。</p>
6	付近見取図 【都市計画基本図写し】	<p>方位、道路及び目標となる地物、住宅及び敷地の位置</p> <p>【注意事項】 ・縮尺は1/2500（白図）で提出してください。 ・申請位置を赤枠で明示してください。</p>
7	配置図	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p> <p>【注意事項】 ・申請敷地及びその隣地地盤のレベルを記載してください。 ※著しい高低差がある場合は、がけ条例対応を明記してください。 ・都市計画道路幅員ラインが近接している場合は、当該道路の位置及び幅員を記載してください。 ・接道許可の有無を把握するため、建築基準法の道路種別及び幅員を記載してください。</p>
8	各階平面図	<p>縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法</p> <p>【注意事項】 ・一戸建ての住宅として判断がしにくい室名については、使用形態を併記してください。例）「ピアノ室」 → 「個人使用」または「趣味室」 ・小屋裏がある場合は、その平面図を添付してください。</p>
9	用途別床面積表（※1）	<p>用途別の床面積</p> <p>【注意事項】 ・1の階の床面積が40㎡以上の基準に対して余裕がない場合は、階段部分の求積図を記載してください。</p>
10	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
11	2面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
12	断面図又は矩計図	<p>縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出</p> <p>【注意事項】 ・第2面の7欄に記載の最高の高さ及び最高の軒の高さを記載してください。</p>
13	状況調査書（※1）	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
14	既存建築物の建築基準法に基づく検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（※1）	<p>既存建築物の検査済証の写しが添付できない場合は既存建築物の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあつては「確認通知書」）の写し及び既存建築物に関する確認書（様式第25号）。</p> <p>都市計画区域外など確認申請が不要な地域の増改築申請にあつては、既存建築物に関する確認書（様式第25号）。</p>

※1 増改築工事に係る認定申請の場合に添付してください。

詳細①

下記に基づいて記入してください。

【2. 敷地面積】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第1号による敷地面積を記載

【4. 建築面積】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第2号による建築面積を記載

【5. 床面積の合計】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第4号による延べ面積を記載

【6. 建て方】

- ・長期優良住宅の規模面積に則った面積を記載

【7. 建築物の高さ等】

- ・建築物の最高の高さ、最高の軒の高さ、階数は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第6号による建築物の高さ、第7号による軒の高さ、第8号による階数を記載

※建築基準法と同様に、一定の条件を満たす小屋裏物置等は階数不参入

詳細②

下記を参考に記入してください。

<事業者が行う場合>

- ・維持保全の方法：(株)〇〇工務店〇〇支店（〇〇県〇〇市〇〇区）の点検・保証システムを実施（別添の維持保全計画書参照）

- ・維持保全の期間：30年

※支店の場合は、支店名まで記載

※名古屋市の場合は、区まで、それ以外は、市町村名まで記載

※連絡先（電話番号）も併せて記載

<認定計画実施者が行う場合>

- ・維持保全の方法：申請者本人が実施（別添の維持保全計画書参照）

- ・維持保全の期間：30年

※連絡先（電話番号）も併せて記載

詳細③

下記を参考に維持保全計画書を作成してください。

維持保全計画書（30年間）【参考】

点検部位			主な点検項目	点検の時期 (竣工より)	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容
構造 躯体	基礎	コンクリート基礎立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、換気口のふさがり、錆び、蟻道等	5、10、15、20、25、30年★	—	建替え時に更新
	土台	土台	基礎からのずれ・浮き、断面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、20、25、30年★	5年で防蟻・防蟻処理	建替え時に更新

～省略～

留意事項：

○★は地震や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。

○各点検において、劣化の状況に応じて適時維持保全の方法について見直すものとする。

○点検結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う。

○長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。

○土砂、津波及び浸水被害後においても、泥出し・洗浄・乾燥・消毒等を行い、良好な状態で使用するための維持保全を行うものとする。

一例として表記しています。